

事業廃止届出書の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、課税事業者が、事業を廃止した場合に提出します。

なお、事業廃止により、「消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書（第14号様式）」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（第25号様式）」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書（第26-（3）号様式）」にその旨を記載して提出した場合には、この届出書は提出する必要はありません（法57①三）。

2 提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3 記載要領

- (1) 「事業廃止年月日」欄には、事業を廃止した年月日を記載します。
- (2) 「納税義務者となった年月日」欄には、先に提出した「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」又は「消費税課税事業者届出書（基準期間用）第3-（1）号様式」若しくは「消費税課税事業者届出書（特定期間用）第3-（2）号様式」の「適用開始課税期間」欄の初日を記載します。
- (3) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (4) 個人事業者の方がこの届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
- (5) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。